

## センターだよりが毎月発行になります

これまで3か月に1度、全4ページで発行していたセンターだよりを2024年4月からろうあ岐阜の本紙1ページの掲載に変更します。センターからのお知らせや、聴覚障がいに関する情報を毎月発信していきます。

また、随時センターだよりの内容をYouTubeにてポイントを絞って手話・字幕付きでお伝えします。是非、チャンネル登録をお願いします！

生活講座等の案内は、2か月に1度折り込みします。

## 令和6年4月から、全ての事業者による「合理的配慮」提供が義務化になります

令和6年4月1日から、障害者差別解消法が改正され、全ての事業者において合理的配慮の提供が義務化されました。「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取り扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を行うことなどを通じて、「共生社会」を実現することをめざしています。

「合理的配慮の提供」とは具体的には、行政機関等と事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面で、障害者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合にその実施に伴う負担が過重ではないときに社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずることとされています。

※引用：内閣府 リーフレット

「令和6年4月1日から合理的配慮が義務化されます！」

右のQRコードから、リーフレットをご確認いただけます。



情報センターでは、聴覚障がいの基礎知識を当事者から直接学べる「手話等普及のためのアウトリーチ事業（出前講座）」を無料で実施しています。合理的配慮の提供のために、まず聴覚障がいについて知ることから始めてみてはいかがでしょうか？

詳細は、当センターまでお問い合わせください。

## 事業案内トピックス

### 岐阜県手話通訳者養成講座Ⅱ・Ⅲ、岐阜県要約筆記者養成講座がスタート

岐阜県手話通訳者養成講座Ⅱ・Ⅲが4月6日（土）高山市においてスタートしました。受講生同士切磋琢磨し、12月に行われる手話通訳者全国统一試験の合格をめざします。

また岐阜県要約筆記者養成講座が4月7日（日）多治見市においてスタートしました。来年2月に行われる全国统一要約筆記者認定試験の合格に向け、要約筆記者としての技術・知識を学びます。



HP



公式LINE



YouTube

左のQRコードを利用すると、情報センターのHP、公式LINE、YouTubeに簡単にアクセス出来ます。ブックマーク、友達追加、チャンネル登録をよろしくお願いします！



〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南 5-14-53

県民ふれあい会館 1棟 6階

FAX:058-275-6066 TEL:058-213-6786

ホームページ

メールアドレス

指定管理者

<https://gifudeafcenter.jp/>

[gifudeafcenter@waltz.ocn.ne.jp](mailto:gifudeafcenter@waltz.ocn.ne.jp)

一般社団法人岐阜県聴覚障害者協会